

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 千葉県佐倉市畔田字塚原756番地
氏 名 株式会社京葉クリーンセンター
代表取締役 大道寺 俊幸

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和 7年 6月27日
許可の有効年月日 令和12年 6月15日

1. 事業の範囲
(1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を除く。）
(2) 取り扱える産業廃棄物の種類
汚泥（建設汚泥に限る。）
廃プラスチック類(*) (#1)
紙くず
木くず
繊維くず
金属くず (#1)
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(*) (#1)
がれき類(*)
以上8種類

※ 産業廃棄物の種類に(*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。
※ 産業廃棄物の種類に(#1)表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。
※ 産業廃棄物の種類に(#2)表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ該当なし
3. 許可の条件
特になし
4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指 令 番 号	変 更 内 容
平成 7年 6月16日	指令中環第6-39号	新規許可
平成13年 2月27日	指令中環第8-54号	変更許可
令和 4年 4月21日	—	変更届（代表者）
令和 7年 6月27日	指令産廃第9-2378号	更新許可
令和 7年11月25日	—	変更届（住所及び代表者）

5. 積替え許可の有無 無
※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)